

今後、裁判所があなた宛に書類を送付したり、連絡をする際の、「送付場所」や「平日昼間の連絡先」を記載してください。この書面は、非開示の希望の有無に関わらず提出してください。

一度届け出た連絡先等に変更が生じた場合には、再度この書面を提出してください。

(家イ)

平成 年 第 号

(家)

### 連絡先等の届出書 (□変更届)

平成 年 月 日

申立人 / 相手方 代理人 氏名： \_\_\_\_\_ 印

#### 1 送付場所

標記の事件について、書類は次の場所に送付してください。

- 申立書記載の住所のとおり
- 委任状記載のとおり
- 下記の場所

〒

場所： \_\_\_\_\_

場所と本人との関係：住所 就業場所 (勤務先)

その他 \_\_\_\_\_

#### 2 平日昼間の連絡先

携帯電話番号： \_\_\_\_\_

固定電話番号 (□自宅 / □勤務先)： \_\_\_\_\_

- どちらに連絡があってもよい。
- できる限り、携帯電話 / 固定電話への連絡を希望する。

#### 3 非開示の希望

- 上記1の送付場所について、非開示を希望する。
- 上記2の電話番号 (□携帯 / □固定) について、非開示を希望する。

非開示とは、反対当事者 (申立人であれば相手方、相手方であれば申立人) に知られたくない情報を反対当事者に見せないことです。反対当事者に知られたくない情報 (住所や電話番号) がある場合には、申立書等には記載せず、本書面に記載し、「3 非開示の希望」の非開示を希望する情報のチェックボックスに、チェックをしてください。